

令和８年度（２０２６年度）熊本県中学校部活動地域展開に係る
市町村伴走支援事業に係る公募プロポーザル実施要領

I 業務の概要

1 業務名

令和8年度（2026年度）熊本県中学校部活動地域展開に係る市町村伴走支援事業

2 目的

少子化の急速な進行や、ノウハウ・人材・財源不足等の理由により、計画策定や体制構築が停滞している市町村に対し、専門的知見を有する民間事業者を派遣し、きめ細やかな伴走支援を行う。これにより、対象自治体の主体性を引き出しつつ、地域の実情に応じた推進計画の策定や持続可能な運営体制の構築を加速させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月1日（月）まで

4 業務内容

別添「令和8年度（2026年度）熊本県中学校部活動地域展開に係る市町村伴走支援事業 業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

5 契約金額の上限

1,289,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 提案に当たっての上限を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額と予定価格・契約金額は必ずしも一致しません。

II 本プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、**様式1**参加申込書の提出日現在において以下の条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 過去5年以内において、国や地方公共団体等から委託を受けて、部活動の地域移行（地域展開）、スポーツ振興、又は自治体向け伴走支援・コンサルティングに関する同種あるいは類似する業務を実施した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 熊本県、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。

- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 本業務に従事する実務者は、直接かつ公告日以前の3ヶ月以上の期間雇用関係にある者を専任として配置できる者であること。
- (8) 宗教活動又は政治活動の目的としないこと。

2 スケジュール

- 9／ 8（火） 県ホームページにて本プロポーザル募集要項を公開
- 9／15（火） 入札参加資格提出（参加資格を有していない場合のみ。）
提出締切（15時まで）※提出については、熊本県ホームページの管理調達課のページを確認すること
- 9／17（木） 質問書の受付期限（17時まで）
- 9／23（水） 質問書に対する回答期限
- 10／ 1（木） 参加エントリー（参加申込書等提出）提出締切（17時まで）
- 10／ 7（水） 参加資格確認通知
- 10／14（水） 企画提案書提出締切（17時まで）
- 10／23（金） プレゼンテーション及び審査会
- 10／30（金）まで 選定結果通知
- 11月初旬 契約締結・業務開始

3 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年（2026年）10月1日（木）17時必着
- (2) 提出場所・方法
末尾提出先へ事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。持参の場合は9時～17時（土日祝祭日を除く）にお願いします。

- (3) 提出書類

- 様式1 参加申込書
- 様式2 参加資格に関する申立書
- 様式3 受注実績調書 ※過去5年分以内の同種・類似業務実績
- 様式4 暴力団の排除に関する誓約書
- 様式5 会社概要書 ※会社パンフレットがある場合は添付すること

4 参加資格確認通知

参加資格の確認結果（または満たさない場合）は、令和8年（2026年）10月7日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を末尾提出

先へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送にて提出してください。なお、既に提出された書類は返却しません。

6 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり対応してください。これ以外での問い合わせについては一切受け付けません。

(1) 受付期間

募集要項公表日から令和8年（2026年）9月17日（木）17時まで

(2) 提出場所・方法

ア **様式6** 質問書に記入の上、末尾アドレス宛に電子メールで提出してください。

イ 件名は「【企業名・部活動地域展開伴走支援】（質問）」としてください。

ウ メール送信後、末尾連絡先へ確認の電話をお願いします。

エ 質問数は1提案者あたり10を上限とします。1つの質問内容に複数個の質問が記載されていると県が判断した場合、複数個として取り扱います。

(3) 回答方法：質問に対する回答は、令和8年（2026年）9月23日（水）までに随時メールにて回答及び競争上の地位その他利益を害する恐れがあるものを除き、HPに掲載します。

7 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1案とします。

(1) 提出期限

令和8年（2026年）10月14日（水）17時必着 ※郵送の場合も同日必着

(2) 提出場所・方法

末尾提出先へ事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。持参の場合は9時～17時（土日祝祭日除く）をお願いします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（別紙1）

イ 企画提案内容（任意の様式・カラー印刷・A4判）

ウ 見積書（別紙2）

エ 事業者の取組に関する申出書（別紙3）

オ 必要関係資料

(4) 提出部数

ア 印刷したものを各6部（原本1部、副本5部）

イ 電子データ（CD-R又はDVD-R）1部

ウ 原本1部 ※必要な参考資料（過去の実績成果物等）を添付すること

8 企画提案書の内容

企画提案書は原則としてA4左綴じとし、仕様書に基づいて作成してください。なお、構成は次の表に従って行ってください。

番号	項目	内容・留意事項
1	表紙	任意の様式（事業者名を明記）
2	企画提案内容	仕様書に基づく基本的なアプローチ、特徴や工夫している点、現状分析・調査の手法、ワークショップ等の具体的な企画・ファシリテーション手法、計画素案ひな型の実用性など。
3	その他追加提案	独自の提案・アピール事項、自治体の負担軽減に資する施策など。
4	業務実施体制図	(1) 本業務の統括責任者及び従事者（所属、職名、氏名、主な業務履歴、その他専門性に関する事項） (2) 体制図・連絡体制（突発的な相談等への対応体制）
5	スケジュール	契約から完了（令和9年2月28日）までのスケジュールについて、自治体との協議・調整期間を含め、業務の一連の流れがわかるように工程表を記入すること。
6	参考見積書	経費内訳表（人件費、旅費、諸経費などの大まかな項目に分けた積算）を含む。

9 審査会（プレゼンテーション）

本プロポーザルの評価項目は【別紙】に掲げるものとし、本県が別途設置する審査会（非公開）により、審査（書類・プレゼンテーション）で評価・採点を行い、全審査委員の合計点数が最も高く、かつ審査委員各々の点数が5割以上の得点となった者を受託候補者として決定します。

(1) プレゼンテーションの方法

（別紙5）「選考・評価基準」に基づき、次の要領でプレゼンテーションを実施してください。なお、プレゼンテーションの時間は15分とし、その後、審査員からの質問を5分～10分程度予定しています。※順序は受付順とします。

<留意事項>

ア 提案者からの出席は5人を上限とします。

イ プロジェクターとスクリーンは本県で準備します。

ウ プレゼンテーションの提案内容は全て見積書に含まれているものとみなします。

エ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配付は一切認めません。

オ プレゼンテーションは、本業務の担当者又は責任者が行ってください。

(2) 日程

令和8年（2026年）10月23日（金）

※提案者ごとの開始時刻及び場所については、別途メールでお知らせします。

1 0 選考結果通知

審査の結果は、令和 8 年（2026 年）10 月 30 日（金）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

1 1 本プロポーザル参加に際しての留意事項

（1） 失格・無効：次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とします。

- ア 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がない場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- オ 業者選定終了までに、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合
- カ 本プロポーザル審査会までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

（2） 本プロポーザル参加者が 1 者のみの場合の取扱い

参加者が 1 者のみの場合であっても審査は実施しますが、審査委員各々の点数が 5 割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定します。

（3） その他の留意事項

＜著作権・特許権等＞

- ア 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとします。
- イ 本業務により作成した成果品（計画素案、マニュアル、ワークショップ資料等）及び委託業務実施に当たり新たに制作したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとします。

＜複数提案の禁止＞

- ウ 提案者は複数の企画提案書の提出はできません。

＜提出書類変更の禁止等＞

- エ 提出期限後の提出書類の変更、差替え、再提出は認めません。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

＜費用負担＞

- オ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本プロポーザルに要する経費等は、全て提案者の負担とします。

＜その他＞

- カ 提案者は、参加申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとします。
- キ 提出された企画提案書等は、「熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）」に基づき公開することがあります。

- ク 企画提案書等の作成のために本県より受領した資料等は、本県の許可なく公表又は使用しないでください。
- ケ 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにしてください。
- コ 審査で最高位の評価を受けた者を委託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- サ その他、ここに定めのない事項については、県と協議の上決定するものとします。

Ⅲ 契約

1 契約の締結

- (1) 受託候補者の決定後、両者で協議を行い、業務実施に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。
- (2) 契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とします。
- (3) 本委託業務の全てを一括して再委託することは認めません。ただし、本県と協議の上その承認を得た場合は、一部を再委託することを認めることとします。

2 次点委託候補者との交渉

受託候補者に業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が不調と県が判断した場合は、次点候補者と当該業務委託について交渉を行います。

3 契約条項等

(1) 契約保証金

熊本県会計規則第77条の規定により、納めていただきます。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は、免除します。

(2) 見積書の徴取

見積書は、受託候補者が決定した後、同者（1者）から徴取します。

Ⅳ 問い合わせ先・書類提出先

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課 部活動改革推進班

担当：井手口

住所：〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2722

E-mail：ideguchi-t@pref.kumamoto.lg.jp

※メール、書類等提出後は必ず電話でその旨お知らせください。

※メールの件名は【企業名・部活動地域展開伴走支援】（要件）に統一して下さい。